

独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反ガイドライン

平成21年5月1日制定

平成23年7月1日改正

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定

独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反審査会（以下「利益相反審査会」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が定めた独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反マネジメントポリシー（以下「利益相反マネジメントポリシー」という。）に基づき、機構における利益相反問題のマネジメントを実施するため、機構の利益相反ガイドラインを次のとおり定める。

1. 目的

このガイドラインは、機構の教職員（以下「教職員」という。）が機構外から受ける利益等を利益相反審査会が審査し、社会的受容性の範囲内にあることを確認することにより、教職員が安心して教育研究活動を行える環境を醸成することを目的とする。

2. 利益相反マネジメントの方法

利益相反行為は不正・不法行為でない限り、当該教職員が刑事責任を問われることはないが、独立行政法人としての機構は管理運営上の責任を免れることができないことから、機構は利益相反問題への対応は不可避であることを認識し、利益相反問題を次のようにマネジメントする。

- (1) 教職員は、利益相反マネジメントポリシー2（2）に定める利益相反マネジメント基準の対象となる事象に該当するおそれがある場合は、利益相反マネジメントポリシー4（1）に基づき、利益相反審査会に機構が定める自己申告書を提出しなければならない。
- (2) 利益相反審査会は、前項の規定に基づき提出された自己申告書に基づき審査を行い、当該申告の承認又は回避勧告について決定し、文書により理事長へ報告するものとする。
- (3) 理事長は、前項による決定に基づき、自己申告を行った教職員に対し、承認又は回避勧告を通知するものとする。
- (4) 機構が承認した教職員の機構外活動については、機構としてこれを保護するものとする。
- (5) 回避勧告を受けた教職員は、速やかに回避措置を取らなければならない。ただし、決定に不服がある場合は、利益相反マネジメントポリシー3（8）に基づき、利益相反審査会に再審査を申し出ることができる。
- (6) 再審査の申し出があった場合、利益相反審査会は当該申告を利益相反アドバイザリーボードに意見を聞いた上で再度審議し、処分を決定する。当該再審査を申し出た教職員はこの決定に従わなければならない。
- (7) 機構は、利益相反問題が生じたことを把握した場合は、関係機関に速やかに連絡するものとする。

3. 利益相反マネジメントに係る情報の取扱い

- (1) 利益相反マネジメントポリシー5に規定する「プライバシー等に関する情報」は教職員の個人情報、研究又は技術上の情報とする。これに該当する情報を適切に保護するため、機構は、当該情報を機密情報として扱い、外部に漏洩しないよう厳重に管理しなければならない。
- (2) 機構及び教職員は、利益相反に関する書類を5年間保存するものとする。

附則（平成21年5月1日制定）

このガイドラインは、平成21年5月1日から施行する。

附則（平成23年6月1日一部改正）

このガイドラインは、平成23年6月1日から施行する。